

No.	質 問	回 答
1	処遇改善等加算Ⅱの要件について教えてください。	処遇改善等加算に関する詳細は、佐賀県こども未来課へお尋ねください。(電話番号:0952-25-7382)
2	この研修を受講しないと処遇改善等加算Ⅱを算定することはできないのでしょうか。	今年度は処遇改善等加算Ⅱにおいて、研修の受講は算定の要件とされておりません。
3	この研修は、経験年数や職種にかかわらず誰でも受講することができるのでしょうか。	佐賀県在住または佐賀県内の保育所等で勤務されている方で、保育所等において、他の保育士等に助言や指導をするリーダー的な役割を担う見込みのある方であれば、誰でも受講することができます。
4	栄養士や事務職員も受講できるのでしょうか。	お申込みいただけます。
5	副主任保育士ですが、処遇改善等加算Ⅱを算定するためには、4つの分野を受講しなければならないのでしょうか。	処遇改善等加算Ⅱにおける副主任保育士等に係る具体的な研修要件は、まだ内閣府等から示されておりません。
6	処遇改善等加算Ⅱを算定するためには、いつ(何年)までに修了しなければならないのでしょうか。	処遇改善等加算Ⅱにおいて、いつから研修の受講が算定の要件として課されるかについては、まだ内閣府等から示されておりません。
7	2日間のうち1日しか受講できなかった場合はどうなるのでしょうか。	今年度は掲載日程のみでの開催となりますので、補講や振替等はできません。また、次年度への振替もできませんので、次年度は改めてお申込み・受講が必要となります。「修了証」は2日間(15時間)を受講された方のみ発行されます。
8	ひとつの園で同じ分野に複数名申し込んでもいいのですか。	お申込みはできますが、定員を超えた場合には佐賀県と協議の上、各施設の受講可能人数を調整させて頂く場合があります。
9	保育会等が主催している研修と何が違うのですか。	当財団が佐賀県からの委託を受けて実施する「保育士等キャリアアップ研修」は、厚生労働省が定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的としています。なお、「保育士等キャリアアップ研修」は、保育士に係る処遇改善等加算Ⅱの算定の要件となる研修と認められる見込みです。保育会等が主催する研修であっても、都道府県の指定を受けたものは処遇改善等加算Ⅱの算定の要件となる研修と認められる見込みです。詳細は佐賀県こども未来課へお尋ねください。(電話番号:0952-25-7382)